**平成２３年（フ）第５５４号**
金沢市高坂町ト－１　三谷の里ときわ苑、住民票上の住所石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目１番地426　県住13―25、従前の住所石川県河北郡津幡町能瀬ハ94番地４、従前々の住所千葉県市川市菅野５丁目８番３―103号
債務者　根井　正信
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第５５５号**
石川県白山市福留南１丁目289番地
債務者　石田　　博
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第５０１号**
山梨県甲府市住吉５丁目３番20号　シティーウインズB303
債務者　辻　　仁美
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３４１号**
長野県松本市中川7868番地
債務者　柏原惠美子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第１０４１号**
兵庫県三田市藍本3923番地８
債務者　野宇由紀こと　永濱　由紀
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１４５６号**
神戸市兵庫区羽坂通３丁目４番11号　第一歌仙荘101、従前の住所神戸市長田区御蔵通２丁目13番地の１
債務者　川端　　等
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第７３５号**
兵庫県尼崎市南七松町２丁目10番14号、前住所兵庫県尼崎市南七松町２丁目９番19号
債務者　岩本　久子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１０５３号**
兵庫県西宮市鳴尾町５丁目６番18―203号、前住所兵庫県西宮市馬場町１番２―303号
債務者　黒田　良隆
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１０６８号**
兵庫県西宮市中殿町２番１―910号
債務者　窪山　幸雄
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第８１号**
鳥取県倉吉市住吉町39番地の３
債務者　河本　順子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２３年（フ）第１２７４号**
広島市東区温品４丁目６番21号　串山アパート６号室
債務者　平田スヾコ
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１３９１号**
広島市南区大須賀町20番６―801号
債務者　中島　　淳
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１３９２号**
広島市南区大須賀町20番６―801号
債務者　中島　愛子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１４１２号**
広島県東広島市西条町御薗宇8591番地３　イグドラシルマンション203号
債務者　吉田信一郎
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１４３３号**
広島市東区福田５丁目1903番地の８
債務者　黒川　武士
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１４７３号**
広島市西区井口１丁目１番１―406号
債務者　石井　規昭
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１３号**
広島県廿日市市住吉２丁目９番33―103号
債務者　田丸　恵美
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部